

妙高市起業家誘致実証事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市が実施する起業家誘致プロジェクト（以下「アクセラレータープログラム」という。）を通じて、地域課題解決や市民サービスの向上に寄与する実証事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において、妙高市起業家誘致実証事業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、妙高市補助金等交付規則（平成19年妙高市規則第14号）、妙高市補助金交付基準（平成19年妙高市訓令第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者であること。
- (2) 市が実施するアクセラレータープログラムに参加している者又は過去に参加したことがある者であること。
- (3) 別表第1に定める事業を行っていない者であること。
- (4) 妙高市暴力団排除条例（平成24年妙高市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、第6条第1項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市が持つ社会的課題の解決及び妙高市民へのサービスの向上に資する実証事業
- (2) 将来にわたり、妙高市内で持続的な事業展開が期待できる実証事業

2 補助対象となる経費は、前項の事業を実施するために必要となる経費のうち、別表第2に定めるものとする。ただし、他の補助金等を受ける経費は、対象外とする。

(補助金の額及び補助限度額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、25万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、1つの補助対象者につき、1年度当たり1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業に着手する前に妙高市起業家誘致実証事業支援補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の作成に当たっては、アクセラレータープログラムの委託事業者等の指導を受けたものとする。

(交付決定および通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、その決定の内容を妙高市起業家誘致実証事業支援補助金交付（決定・却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当した場合は、妙高市起業家誘致実証事業支援補助金変更承認申請（別記様式第3号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の合計額について、20パーセント以上の変更をしようとする場合
- (2) 取得等に要する期間に大幅な変更が生じた場合（自己の都合によるものは除く。）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、妙高市起業家誘致実証事業支援補助金変更承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第8条 市長は、補助金の交付を決定した後において、次の各号のいずれかに該当する事態が発生したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助事業を遂行することができないと認められるとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、既に交付されている補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（実績報告）

第10条 申請者は、妙高市起業家誘致実証事業支援補助金実績報告書（別記様式第5号）を、当該補助事業が完了した日から1月を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の実績報告の提出があった場合は、書類審査を行った上で補助金額を確定し、交付するものとする。

（補助金の概算払）

第12条 交付決定者は、補助金の全部又は一部の概算払を請求することができる。

- 2 前項の概算払を受けようとする場合は、妙高市起業家誘致実証事業支援補助金概算払申請書兼請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請及び請求の内容が適正と認められたときは、補助金を支払うものとする。

（補助金の精算）

第13条 概算払を受けた者は、第10条の規定による補助金額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。

（補助制度の見直し）

第14条 市長は、この要綱の施行の日から3年を超えない期間ごとに、各条項が他の法令、社会経済情勢等と比較して整合性が取れているかどうかを検討するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この要綱の見直しが必要であると判断したときは、速やかに、見直し等の措置を講じるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における次の事業

大分類	中分類
R サービス業（他に分類されないもの）	93 政治・経済・文化団体
	94 宗教
	96 外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）	全般
T 分類不能の産業	全般

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び同条第5項から第11項までに定める営業

3 市民生活や生活環境に悪影響を及ぼすことが予想されると市長が認める事業

別表第2（第3条関係）

補助対象経費区分	内容
設備備品借上料	補助対象事業の実施に必要な設備備品をレンタルする場合に要する経費
消耗品費	補助対象事業の実施に必要な物品（取得価格3万円未満）の製作及び購入に要する経費
通信運搬費	補助対象事業の実施に必要な物品の運搬費やデータ通信費
広報活動費	補助対象事業の実施に必要な広告宣伝費、Webページ制作費等
賃借料	補助対象事業の実施に必要な施設や土地を借り上げる経費
専門家謝金	補助事業の遂行のために必要な指導・助言を受けるために専門家等に謝礼として支払われる経費。ただし、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 大学教授、准教授 1回につき12,000円 (2) 講師（有資格者） 1回につき 5,000円 (3) 講師（無資格者） 1回につき 3,000円
委託料	上記に該当しない経費であって、第三者に業務を委託する市場調査、申請代行等に要する経費

備考

- 上記の経費の一部に交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等の公的な資金の用途として社会通念上不適切な経費を含む場合は、その相当額を対象外とし、不可分なものについては、その経費の全部を対象外とする。
- 支払が割賦によるものは、当該補助期間中の支払額のみを対象とする。
- 補助金の交付決定前に発注されたものの経費は、対象外とする。
- 実績報告においてその経費の額及び経理を証明する書類を提出できないものは、対象外とする。
- 自社内部の取引によるものは、対象外とする。

- 6 振込手数料は、対象外とする。ただし、発注先が負担する場合で振込手数料を含んだ額が発注金額となる場合は、この発注金額を補助対象経費とする。
- 7 補助事業の遂行において発生した突発的な修繕費は、対象外とする。
- 8 各種保証及び保険料は対象外とする。
- 9 商品券等での支払は対象外とする。経費の一部を商品券等で支払ったものは、商品券等で支払った額を差引き補助対象経費とする。
- 10 補助対象事業に参加する個人又は企業に対する旅費は補助対象経費外とする。